

大回八家... 竹内工務局長... 大蔵省... 昭和九年九月四日午後一時半於商工省第三會議室

生稅

秘

自動車工業確立促進協議會小委員會議事要領(第七回)

一日 時 昭和九年九月四日午後一時半於商工省第三會議室

出席者 大蔵省 谷口關稅課長、栗山技師

陸軍省 整備局 山田中佐、伊藤大尉 兵器局 井上少

陸軍自動車學校 三木技師

陸軍省 軍務局 細谷中佐

資源局 久保施設課長

鐵道省 朝倉工作局長

內務省 永安事務官

商工省 竹内工務局長、坂工政課長、他關係官

民間業者 鮎川 義介(日產自動車株式會社)

同 加納友之介(自動車工業株式會社)

同 豐田喜一郎(豐田自動織機株式會社)

(一昭九九六) 九二〇

大藏省



主務部
1935

同日 豊田喜一 腹 (豊田自動車工業株式会社)
 同日 鹿嶋式立介 (自動車工業株式会社)
 同日 堀川 義介 (自動車工業株式会社)
 同日 竹内工務局長 竹内工務局長
 同日 永袋事務官
 同日 博倉工務局長
 同日 八村派頭局長
 同日 軍務局長 藤谷中尉
 同日 三木技師
 同日 山本中尉
 同日 大塚 大塚 大塚
 同日 谷口 谷口 谷口
 同日 栗山 栗山 栗山
 同日 三木 三木 三木
 同日 山本 山本 山本
 同日 大塚 大塚 大塚
 同日 谷口 谷口 谷口
 同日 栗山 栗山 栗山
 同日 三木 三木 三木
 同日 山本 山本 山本

(昭和十一年六月五日)

議事要領

竹内工務局長

自動車工業ヲ此ノ際急速ニ確立セシムルコトニ付テ日産ノ鮎川氏ノ御意見ヲ伺ヒ度シ

鮎川氏

此ノ際多量ニ必要トスル車ハ如何ナル種類ノモノナリヤ、即チ「フォード」
「シボレー」程度ノモノニテモ支障ナキヤ又ハ「レール」ノ上へ乗ル如キ特殊ノ機構ノモノヲ要スルモノナリヤ

竹内工務局長

有事ノ際ニハ多量ノ車輛ヲ要スル故夫等ヲ製造スル設備ヲ是非必要トスルモノナリ

大藏省

ハテハセリ
 本車ノ類ニハ多量ノ車輛ヲ製スル者夫等ヲ導キテ其ノ製造スル車輛ニ於テ其ノ必要イ
 付内工務員
 ハ成キ得ルハ其ノ製造スル車輛ニ於テ其ノ必要イ
 一「」ハ「」ニテ支那キヤ又ハ「」ハ「」ハ乗
 此ノ類ニ量ニ必要イヌハ車ハ成同キハ其ノ製造スル車輛ニ於テ其ノ必要イ
 植川丑
 見テ同ノ類ニ
 自機車工業ニ於テ其ノ製造スル車輛ニ於テ其ノ必要イ
 付内工務員
 雜事要論

此ノ類ニ量ニ必要イヌハ車ハ成同キハ其ノ製造スル車輛ニ於テ其ノ必要イ
 付内工務員
 雜事要論

陸軍山田中佐

軍トシテハ特別ノ注文ナシ、若シ特別ノ注文ヲ爲サハ其ノ注文ノモノハ
 一般大衆ニハ不向ノモノトナリ又一一般ノ便利ヲ害シテ迄特別ノモノヲ製
 造スル程ノ必要モナシ特殊ノモノハ特殊ノモノトシテ別ニ製造スルコト
 トナセリ

鮎川氏

大衆向ノ車ヲ製造スル爲ニハ外國會社ト競争ヲ爲シ得ル大會社ヲ設立ス
 ルノ要アリ設立スル會社ヲ數箇トナセハ中途半端ノモノトナル故大ナル
 モノヲ一箇作り之レヲ許可會社トシ許可會社ニ於テハ自動車ノ組立並ニ
 販賣ヲ行ヒ組立ニ要スル部分品ハ民間會社ニ於テ製造シタルモノノ中ヨ
 リ優良品ヲ選擇購入スルヲ可トス、許可會社ニ對スル政府ノ援助ニ付テ

此ノ類ニ量ニ必要イヌハ車ハ成同キハ其ノ製造スル車輛ニ於テ其ノ必要イ
 付内工務員
 雜事要論

リ對良品を懸賞輸入スルニ付、預可會社ニ送ルハ運賃ノ對價ニ付テ
運賃ニ付テ懸立ニ要スル諸食品ハ民間會社ニ送ル運賃々々ハ予ハ入中
予ハ一附計リテ、預可會社ニ送ル預可會社ニ付テハ自備車ノ懸立並ニ
ハノ要アリ懸立スル會社ニ運賃イテホハ中簽半額ノ予ハイテハ姑大セハ
大衆向ノ車ニ要スル運賃ニハ民間會社ノ運賃ニ付テハ大會社ニ懸立ス
預可會社
イセ出リ
蓋スル懸ノ必要ヲ付テ、預可會社ノ予ハイテハ限ニ運賃スルロイ
一様大衆ニハ不向ノ予ハイセリ又一様ノ對價ニ付テハ送預限ノ予ハイセリ
軍イニテハ預限ノ掛文々々、送預限ノ掛文ニ付テハ其ノ掛文ノ予ハイセリ
國軍山田中少

大藏省

(2001.12.20)

ハ假ニ考へ得ラルルモノハ地方税ノ免除ナリ、現在ノ地方税ハ一車一年
當百八十圓一二百圓ナリ、假リニ二百圓トシ五年間使用スルモノトセハ
金利ヲ別トシテ一臺當千圓トナルヲ以テ外國車ニ對シテ相當ノ競争力ヲ
生スヘシ其ノ他車輛検査並ニ諸手續ヲ特ニ簡易ト爲スコト等モ必要ナラン
輸入關稅ヲ引上クルコトハ部分品製造業ニハ保護トナリ其ノ製造ヲ早ム
ルノ利益アラシモノ國產部分品カ格安ニ生産セラルルニ至ラハ外國會社ニ
於テモ之レヲ使用スルニ至ルモノ故許可會社ヲ外國會社ヨリモ有利ナル
立場ニ置クコトニハ役立サル可シ
自動車工業ヲ急速ニ確立セシムル一方法トシテハ外國會社ト提携スルコ
トモ亦可ナラント思考セラル、即チ本邦ノ自動車界ハ「フォード」、
シボレー」ニ依リ二分セラレ居リ又或ル種ノ部分品ハ當分ハ内地ニ於テ

大藏省

(9.5 内田納)

Handwritten notes at the top of the right page, including the name 'H. H. H. H. H.' and other illegible characters.

ニキル一ニ辨セニ衣ナモ、其レ又更ハ辨ハ諸食品ハ當後ハ内蔵ニ列モ
イテ亦更ナモ、イ思考ナリ、唯モ本邦ハ自動車界ス「マキ」一
自他車工業ニ益ニ無立ナシ、一衣ナシモハ我國會館ハ其業スル
立業ニ當ルニ、イニハ對立セハ、
就テテ、
ハハ、
辦入關係ニ、
出スヘシ、
金、
當百八十圓、
ハ、

製造出來難ク輸入品ヲ使用スル外ナキモノモアル状態ナル故外國會社ト
共同シ之レノ有スル經驗、知識ヲ取り入ルルコトト爲スモ一方法ナラン
許可會社ニ對シ配當ヲ保證スル制度（以前ノ日本染料ノ如キ）モ考へ得
ラルルモ配當ヲ保證スルコトハ事業ノ發達上面白カラサル點アル故此ノ
制度ハ好マシカラス
尙自動車工業確立ノ爲ニハ強力ナル許可會社ヲ作ルカ然ラスンハ自然ノ
成り行ニ委セルカ何レカラ採用シ中途半端ナ援助ハ之ヲ爲ササルヲ可ト
ス
坂工政課長
許可會社ヲ一社ト爲ストセハ現在營業ノ製造會社ヲ如何ニ扱フヘキヤ
鮎川氏

鮎川氏

格百會社ノ一抽イ取スルハ特許營業ノ特許會社ニ對シテハ特許ノ
專工製造

ス

其ノ許ニ委サレテ同ノ代ニ特許ノ中後半權ヲ對價ハ支テ置サセムニ
尙自體車工業獨立ノ爲ニハ取次セハ特許會社ヲ著スル熱心スルハ自然ノ
備置ハ後ニシテス

又ハ其ノ特許ニ對シテ同ノ代ニ事業ノ發達上面白セテ置サスル爲メ
特許會社ニ種々特許ニ對シテ保護スル備置一以テ日本榮株ノ取次ヲ著
共同シテ之ノ取次ヲ保護シ、取次ヲ取ル人ハ其ノ代ニ置サセテ之ヲ著
發達出來難ク辦入品ニ對シテ取次セキヲ著シテ之ヲ保護セシメ特許會社

現在ノモノハ其ノ儘ト爲シ置キ新タニ許可スル一會社ノ製品ノミヲ特別
扱ト爲スモノナリ

竹内工務局長

許可會社ノ援助方法トシテハ地方稅免除以外ニ何かナキヤ

鮎川氏

現在ノ地方稅免除テ不足ノ場合ハ地方稅ヲ現在ヨリモ更ニ高率トシ許可
會社ノモノハ以前トシテ免除シ置カハ引上額タケ新タニ保護セララルコ
トナラン又米國ノ如ク「ガソリン」消費稅ヲ設ケラルル場合ニハ之レモ
免除セハ可ナラン

竹内工務局長

許可會社ノ製造スル自動車ノ型ヲ定メ置ク要ナキヤ

指前會社ノ發表スル自動車ノ堅ク安ク速ク要キキチ

管内工務局長

渡辺少八郎七郎

イセマニ又米國ノ成ル「タビリ」諸賢達ヲ招キテハハ合ニハ之レヲ
會社ノ子ノハ以テ前イセマ成利ノ備成ハ日本諸島ノ備成ニ對照シテハハ
既許ノ此式新發明モ不致ノ聯合ハ此式新發明モ不致ニ高率イセマ指前
諸君

指前會社ノ發表スル此式新發明モ不致ノ聯合ハ此式新發明モ不致ニ高率イセマ指前
管内工務局長
渡辺少八郎七郎
既許ノ子ノハ其ノ備成ノ備成ニ精進スル一會社ノ產品ノ多ク新發明

(管内 2.9)

鮎川氏

政府ノ考ヘラルル型ノ自動車ヲ販賣スルノ要アラハ夫レハ政府自身ノ手
ニテ販賣スルヲ可トスルモノニシテ「フォード」、「シボレー」ハ年々
新型ヲ發表シ大衆ノ需要ニ應スルモノ故之レニ對抗スル爲ニハ常ニ新型
ヲ製造スルノ要アリ故ニ今假リニ自動車ヲ二大別シテ七十五馬力以上ノ
「エンジン」ヲ有スルモノヲ特殊車トシソレ以下ノモノハ之レヲ大衆車
トナサハ大衆車ノ方ハ其ノ型ヲ自由ニ作り得ルコトトナル様セラレ度シ
坂工政課長

一會社ニ於テ一年一萬臺製造スル場合ト五千臺製造スル場合トハ生産費
ニ大差ヲ生スルヤ

鮎川氏

(9.5 内田納)

通川 丑

ニ大業ヲ世スルナ

一會攝ニ領テ一平一萬臺驛哉スル謀合イ正千臺驛哉スル謀合イハ世産費

取工類賜受スルハ其ノ謀合イ正千臺驛哉スル謀合イハ世産費

イセセハ大業軍ノ改ハ其ノ歴モ自由ニ科リ得ルコトイセテ其ノ謀合イハ世産費

「ヒンギン」モ車スルモノモ練兵車イセテ其ノ謀合イハ世産費

モ驛哉スルハ其ノ謀合イ正千臺驛哉スル謀合イハ世産費

謀歴モ發奏シ大業ノ需要ニ期スルモノモ其ノ謀合イハ世産費

ニモ運賣スルモノモ其ノ謀合イ正千臺驛哉スル謀合イハ世産費

通川ノ家ヘモ其ノ歴ノ自備車モ運賣スルモノモ其ノ謀合イハ世産費

通川 丑

大差アリト思考ス

朝倉工作局長

國家カ非常ナル補助ヲ爲シ得サル場合ニ於テハ「フオート」、「シボレ

」ト全然同一ノモノヲ製造スルヲ可トスルヤ

鮎川氏

「フオート」、「シボレ」其ノ儘ノモノヲ作ルコトハ最モ容易ニシテ

私ノ會社カ「ゼモ」社ト提携スルコトヲ計畫シタルハ其ノ爲ナリ、而シ

新タニ設計セルモノヲ製造スル場合ニ於テモ相當ノ年月ヲ要セハ成リ立

ツモノナラン

○朝倉工作局長

外國會社カ國產部分品ヲ使用スル程度ニ國產部分品製造力發達セハ許可

外國會社ニ政府ノ意嚮ヲ傳フルコトハ困難ナラン又自動車ハ製造ヨリモ
 販賣ヲ困難トスル事業ナル故保護ノ要アリ
 朝倉工作局長
 販賣會社ヲ許可會社トシテハ如何
 鮎川氏
 販賣ノ方ノミテハ製造ノ方ノ統制ハ採リ難シ
 朝倉工作局長
 部分品工業ヲ確立スルニ適切ナル方法ナキヤ
 鮎川氏

植川 丑
路食品工業を創立スルニ産出セムニ志ナキナ

植川 寅
陸軍工部局長

植川 卯
煙草ノ式ハシテハ興業ノ式ハ兼備ハ難シ

植川 辰

植川 巳
運賃會社ニ精石會社ニシテハ賦課

植川 午
陸軍工部局長

植川 未
興業ニ困難ニスル事業ナキ姑附屬ノ要アリ

植川 申
我國會社ニ別社ノ意圖ヲ辨テハロイハ困難セリ又自働車ハ興業ニ

植川 酉

植川 戌
會社ノ必要ナキナキナキ

需要ヲ多クスルコトナリ、需要ヲ多クスル爲ニハ賣行ヨキ車ヲ多量ニ製造スル以外ニ良法ナシ

○栗山技師

多量生産ノ爲組立工場ノ許可ヲ一ヶ所トスルヲ可トスルニ拘ラス部分品ノ製造ハ之ヲ放任シテ多クノ場所ニテ製造セシメテ可ナリヤ

植川 氏

部分品ハ自然ニ發達セシムル方ヲ可トス現在ニ於テハ如何ナル工場ニ於テ如何ナル種類ノ良品ヲ得ラルルヤ不明ナリ

坂工政課長

「フォード」、「シボレー」ヲ日本人ノ手ヘ買ヒ取ル方法ナキヤ

植川 氏

種別

一、水、電、ガス、熱力、石油、石炭、日本入、手、買、車、の、代、金、を、

其、工、業、界、に、

を、使、用、せ、し、め、し、て、日、本、人、の、手、に、買、取、ら、れ、し、る、不、明、な、

諸、品、に、自、然、に、發、生、せ、し、る、も、の、を、買、取、ら、れ、し、る、不、明、な、

諸、品、に、

入、手、を、得、て、其、の、代、金、を、使、用、せ、し、め、し、て、日、本、人、の、手、に、

買、取、ら、れ、し、る、不、明、な、諸、品、に、自、然、に、發、生、せ、し、る、も、の、を、

買、取、ら、れ、し、る、

諸、品、に、自、然、に、發、生、せ、し、る、も、の、を、

買、取、ら、れ、し、る、不、明、な、諸、品、に、自、然、に、發、生、せ、し、る、も、の、を、

「フォード」ハ買收困難ナラン寧口特許會社ヲ作り政府ハ之レヲ援助ス
ルコトト爲スヲ可ト思料ス

竹内工務局長

自動車工業株式會社ノ加納氏ヲ御紹介ス、自動車工業ノ確立ニ付テ加納
氏ノ意見ヲ伺ヒ度シ

加納氏

外國車ト競争スル上ニ於テ最モ困難トスル點ハ素材、完成材料ヲ安價ニ
得ラレサルコトニシテ素材、完成材料（部分品）ハ自動車ノ價格ノ六割
位ヲ占ムル故ニ此等ヲ安クスルコトハ最モ必要ナリ、而シテ乗用車ハ全
車輛ノ七割五分ニ達スル故ニ大衆向ノ乗用車ヲ製造スルコトトセハ多量
ノ素材、部分品ヲ使用スルコトトナリ自然ニ材料費ハ低下スルコトトナ

(9.5 内田納)

ノ森林、諸食品ニ對用スルロイヤイセリ自然ニ材料費ハ増テスルロイヤイセ
車體ノ上階正位ニ設スル此ニ大衆向ノ廉價車ニ取代スルロイヤイセハ多量
計モ古ムル所ニ此等ニ資ケルルロイヤイハ景子必要セリ、而シテ廉價車ハ全
部モ「セムロイヤイ」ニシテ森林、宗畑材料（諸食品）ハ自廉車ノ對稱ハ六階
代國車ノ競争スル土ニ此モ景子困難イヌル據ハ森林、宗畑材料ニ對シテ

賦課

丑ノ意見モ同コ更ニ
自廉車工業界左會攝ノ賦課ヲ降課スル、自廉車工業ノ確立ニ付テ賦課
件内工務司長
ハロイヤイ益スル所ノ思惟ス
「セムロイヤイ」ハ買取困難セマシテ寧ロ採種會攝モ并リ採種ハ支レテ遊休ス

(9.5 内田納)

ルヲ以テ大衆向乗用車ノ製造ハ是非必要ナリト考ヘ居レリ
製造シタル大衆車ノ賣捌ハ最モ大切ナルコトナルカ使用ヲ強制セシムル
コト實際問題トシテ實現困難ナラン又補助ヲ與フルコトモ臺數カ何萬臺
カニ達セハ甚タ多額ノ金額トナリ其ノ實行ハ或ハ困難トナルモノナラン
カト思料セラル、關稅ハ五割程度迄引上ヲ爲シ製造會社ニ對シテハ資金
ノ援助ヲ爲シ主要部分品ノ製造ハ一會社ニ纏メ置キ他ノ小部分品ハ外部
工場ニ於テ製造セシムルヲ可トス尙小部分品ノ製造者ニ機械ノ貸與ヲ行
ヒ部品ノ製造ヲ普及セシメ又製造スヘキ大衆車ノ大サハ「フォード」、
「シボレー」ト同型ト爲スヘシトノ說ナキニ非サルモ其ノ大サハ「フォ
ード」、「シボレー」ヨリモ多少小型トスル方適當ナランカト思料セラ
ル

T

(9.5 内田納)

「イ」、「エ」等ハ「エ」リテ進ム小國イヌハ式産物ナリトイ思採ナリ
「エ」ホ「エ」ハ同國イ産スヘシイハ備ナキニ非セハ其ハ大サハ一テ水
ノ産品ハ製鐵ニ及ビテ又製鐵スヘキ大衆車ハ大サハ一テ「エ」
工廠ニ就テ製鐵ナシムハ「エ」向小産品ハ製鐵ニ難シハ貸與ニ行
ハ難シニ就テ主要産品ハ製鐵ハ一會ニ勝テ賣ル事並ハ小産品ハ採掘
ハイ思採ナリハ「エ」關シハ玉階昇進同土ニ就テ製鐵會社ニ權ニテハ資金
ハニ難ナハ甚ク差障ハ全クイナリ其ハ實情ハ如ハ困難ナリナリナリ
「エ」實情困難イニテ實情困難ナリト又難シニ與テ「エ」イテ臺灣ハ同萬臺
製鐵ニ及ビ大衆車ハ製鐵ハ甚ク大サハ「エ」イテ「エ」イテ臺灣ハ同萬臺
「エ」イテ大衆車ハ製鐵ハ甚ク大サハ「エ」イテ「エ」イテ臺灣ハ同萬臺

(9.5 内田納)

内務省永安事務官

自動三輪車ハ最近自然ニ發達セリ自動車ニ於テモ地方税ノ免除ナトヲ爲
サストモ自然ニ發達スルモノナラスヤ

加納氏

自動車ノ如キ大量生産ヲ要スルモノハ三輪車トハ多少趣ヲ異ニス尤モ國
産自動車カ普及スル道カ開クレハ案外容易ナルヤモ知レス

竹内工務局長

資金ニ付テ便宜ヲ與フルニハ如何ナル方法ニ依ルヤ

加納氏

組立會社及部分品製作工場へ所要資金ヲ貸與スルモノナルカ部分品工場
ノ小工場へ直接資金ヲ出スコトニハ支障ナシトセサル故必要ナル機械ヲ

(9.5 内田納)

小工場へ直接資金を出さずニハ支那ナクイニセシム如ク是ナクハ製糖ニ
 以テ立會振興品衣品製糖工場へ直接資金を貸與スルナキハ衣品製糖工場
 販賣又
 資金ニ付テ貯蓄ニ與テハハ開闢セシメテ是ニ對シテ
 官立工場
 逸自他車代普通スル蓋衣開闢ノハ衣代容長ナクナキ取ルニ
 自他車ノ販賣大増進ニ要スルナキハ三輪車ノハ多心取ニ異ニスナキ
 販賣又
 ナスナキ自然ニ發達スルナキハナクナキ
 自他三輪車ハ景況自然ニ發達ナキ自他車ニ於テ是式採ノ販賣ナキ
 内務省水産局長官

貸與スルコトト致シ度シ

竹内工務局長

他工場へ注文スル部分品ハ如何程アリヤ

加納氏

現在ハ大體二割位（價格ノ）ヲ數十軒ノ他工場ニ於テ製作セシメ居レル
 カ將來ハ四割乃至五割位迄ヲ他工場へ注文シ得ラルル見込ナリ
 竹内工務局長

外國車ト國產車トヲ區別スルニ何等カノ方法ナキヤ

加納氏

車ノ種類ニ依リ特長ヲ附スルヲ適當ト思料ス

朝倉工作局長

(9.5 内田納)

鐵會工務局長

車ノ重量ニ對シ得共ニ情スルニ當リ思惟ス

加納氏

長岡車ノ重量車ノ重量ニ對シ得共ニ情スルニ當リ思惟ス

竹内工務局長

此種來ハ四階式至五階式並ニ車工機へ注文シ得共ニ情スルニ當リ思惟ス

此種ハ六階式並ニ車工機へ注文シ得共ニ情スルニ當リ思惟ス

加納氏

車工機へ注文スル際食料ハ四階式マデナ

竹内工務局長

資興スルロイノ重量ニ對シ得共ニ情スルニ當リ思惟ス

車ノ重量ヲ一噸八分トセハ之レニ要スル素材ハ二噸三分位トナリ素材一
噸ノ價格カ千圓以上ニ達スル如ク思料セラルルモ如斯モノナリヤ
加納氏

一臺ニ要スル素材、完成部分品ニ三千圓以上ヲ要スル現狀ニシテ此等カ
自動車製作費ノ低下セサル原因ノ主ナルモノナリ

○ 栗山技師

關稅ヲ五割ニ引上クルト云ハルルモ引上率算出ニハ何等カノ基礎アリヤ
加納氏

外國ノ例ナトヨリ見テ五割位ハ不當ニ高率ナリトモ思料セラレサルモノ
ニシテ引上率算出ニハ數字上ノ基礎ナシ

竹内工務局長

内閣工務局長

ニシテ内閣工務局長ニハ皇軍士ノ基盤ナク

機關ノ附キイヒリ京ヲ正勝並ハ不當ニ高率ナリイテ思慮シラハセムナ

賦課法ニ關シテ皇軍士ノ基盤ナク

關與正勝ニ付土々々ハムムナリ皇軍士ノ基盤ナク

○梁山岩崎

自動車製造費ノ附キイヒリ皇軍士ノ基盤ナク

一、二ニ要スル材料、宗廟給食品ニ三十圓以上ニ要スル材料ニシテ皇軍士

賦課法ニ關シテ皇軍士ノ基盤ナク

皇軍士ノ基盤ナク

車ノ重量モ一噸八匁イサハズニ要スル材料ハ二、三匁イサナリ

豊田自動織機ノ豊田氏ヨリ御意見ヲ伺ヒ度シ

豊田氏

自動車ノ製造ハ五六年前ヨリ研究シ昨年九月ヨリ實地ニ製造ヲ開始シタ
リ獨力ニテ此ノ事業ヲ完成シタキ希望ヲ以テ着手シタルモノニシテ助成
方法等ニ關シテハ何等意見ヲ有セス自動車工業ニ於テ最モ重要ナルコト
ハ優良材料ヲ安價ニ得ラルルコトナルカ現在日本ニ於テハ安價ナル材料
ヲ得ルコト困難ナリ尤モ飛行機用ノ材料ニハ優良ナルモノアルモ高價ニ
シテ自動車用ニハ不適當ナリ

坂工政課長

「フォード」、「シボレー」ニ對抗スルニハ何臺位ヲ製産セハ可ナルヤ

豊田氏

豊田 丸
「マホーイ」 「シボレー」ニ機體スルニハ四臺並ニ製造スルハ百七十八
車工造費
ニテ自動車用ニハ不費ナリ
マホーイノ困難ナリ次子製造機用ノ材料ニハ製車ヤルヲテハ高價ニ
ハ製車材料ニ支費ニ得ルマホーイヤルニ日本ニ欲マハ支費ナリ材料
式者等ニ圖々マハ回善意見ヲ得ルニ自動車工業ニ欲テ重要ナルマホーイ
リ機體ニテ並ニ事業ヲ支助セシキ余望ニ以テ昔年々々マホーイニテ機體
自動車ノ製造ハ正六年前ヨリ開始シテ昨半其日ヨリ實此ニ製造ヲ開始セシ
豊田 丸
豊田自動車製造ノ製造機用ノ材料ニハ製車ヤルヲテハ高價ニ
ニテ自動車用ニハ不費ナリ
マホーイノ困難ナリ次子製造機用ノ材料ニハ製車ヤルヲテハ高價ニ
ハ製車材料ニ支費ニ得ルマホーイヤルニ日本ニ欲マハ支費ナリ材料
式者等ニ圖々マハ回善意見ヲ得ルニ自動車工業ニ欲テ重要ナルマホーイ
リ機體ニテ並ニ事業ヲ支助セシキ余望ニ以テ昔年々々マホーイニテ機體
自動車ノ製造ハ正六年前ヨリ開始シテ昨半其日ヨリ實此ニ製造ヲ開始セシ
豊田 丸

(9.5 内田納)

工場ノ大サヲ決定スルニハ先ツ製作機械ノ能力ヨリ定ムヘキモノニシテ
自分ノ所テ目下備付ケノ「マシントール」ニ依レハ一日ニ三〇一五〇臺
分ノモノヲ製作シ得ルモノニシテ自動車ハ一ヶ月ニ七〇〇一八〇〇臺位
製造スル方針ナリ
製造費ノ見込ハ

ノエンジン	八〇〇圓
2 トランスミッション	二〇〇
3 車體	六五〇
4 車臺	五〇〇
5 電気部分品	二〇〇
小計	一、三三五〇
工場經費	一、〇〇〇
合計	三、三五〇

「シボレー」ト同型

(車體ニ付テ)

同
車體ノ型ニハ五〇一六〇萬圓ヲ要
スルモ日本ニテ作レハ二〇萬圓位
ニテ製造シ得ル見込ナリ型ハ年々
變ル故車體ノ製造費ハ外國ヨリ高
クナル見込ナリ尙車體ニ要スル鐵
板ハ内産品ニ適當ナルモノナシ

(9.5 内田納)

合計	三、三三〇	殊ハ四番品ニ應付ナルモノ
工費	一、〇〇〇	ニテハ良及ナリ尙車體ニ要スル
小 指	一、二三〇	ニテ要費ハ長及ナリ且ハ半々
車 體	二、〇〇〇	スル日本ニテハ二〇萬圓
車 輪	六五〇	車體ニハ正〇一六〇萬圓
車 軸	二〇〇	(車體ニ付テ)
車 架	八〇〇	同

此ノ内車體ニ要スルモノハ正〇一八〇〇圓ニ至ル
 車輪ニハ正〇一六〇〇圓ニ至ル
 車軸ニハ正〇一六〇〇圓ニ至ル
 車架ニハ正〇一六〇〇圓ニ至ル
 車體ニハ正〇一六〇〇圓ニ至ル
 車輪ニハ正〇一六〇〇圓ニ至ル
 車軸ニハ正〇一六〇〇圓ニ至ル
 車架ニハ正〇一六〇〇圓ニ至ル

之ニ對シ現在「フォード」、「シボレー」ノ賣値カ三千五百圓位ナレハ大體
 對抗シ得ラルル見込ナリ

坂工政課長

假リニ許可事業ト爲ストセハ只一人ニ對シテ許可スル方可ナルヤ

豊田氏

各工場ニハ夫々ノ特長アル故各工場ニ對シ許可セラレ度可成自由ニシ
 テ置カレタシ

坂工政課長

政府ヨリノ種々ナル援助ニ付テハ如何ニ考フルヤ

豊田氏

自分ハ補助金ノコトハ考ヘ居ラス金錢以外ノ援助ヲ受クルコトヲ希望ス

(9.5 内田納)

自今ハ新機金ノロイハ等々へ買入ル金銀は長ノ銀價を各クムロイテ各處ニ

豐田 丸

豊田 丸

豊田 丸

豊田 丸

豊田 丸

豊田 丸

豊田 丸

豊田 丸

豊田 丸

事業ノ遂行上最モ苦心ヲ要スル點ハ販賣上ノコトナリ

朝倉 工作局長

現在製作セラレツツアルモノハ「フォード」、「シボレー」ト同型ノモ

ノナリヤ又部分品ノ製造ハ如何セラルルヤ

豊田 氏

「エンジン」ハ「シボレー」ト同型ナリ車體竝ニ「フレーム」ハ新形式

ヲ考案シ居レリ部分品ノ内主要ナルモノハ自分ノ處ニテ製造スルモ小部

分品ハ外部ノ工場ニ注文スルツモリナリ

朝倉 工作局長

一般ノ信用ヲ得ル迄ハ如何ニ爲スヤ

豊田 氏

豊田氏

一、豊田氏は、輸入品に對しては、

輸入品に對しては、

輸入品に對しては、

輸入品に對しては、

輸入品に對しては、

豊田氏

輸入品に對しては、

輸入品に對しては、

豊田氏

輸入品に對しては、

信用ヲ得ル迄ニハ相當ノ損失（一臺當五〇〇一、〇〇〇圓）アルモノ

ト覺悟シ居レリ

坂工政課長

使用機械ノ輸入税免除ニ關シ御意見ナキヤ

豊田氏

他ノモノヲ製造スルニ使用セラルルモノト區別シ得ラルルニ於テハ免税

セラルルコトヲ希望ス但シ日本ニ於テ機械ヲ製造セハ米國ノモノノ約半

値ニテ出來ルモノ故成ル可ク内地ニ於テ使用機械ヲ作り度シ

坂工政課長

本日ハ此ノ程度ニ止メ次回ノ日時ハ追テ御通知スルコトト致シ度シ

（次回ハ七日（金曜）午前十時開會ノ通知アリタリ）

木谷 誌

W